

教育職員免許法の改正と 教職課程コアカリキュラムについて

平成 29 年 6 月 26 日

文部科学省
初等中等教育局教職員課
教員免許企画室長
長谷 浩之



文部科学省

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

1. 教育公務員特例法の一部改正関係

（1）校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

【第二十二條の二】

新設

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標

【第二十二條の三】

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画

【第二十二條の四】

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

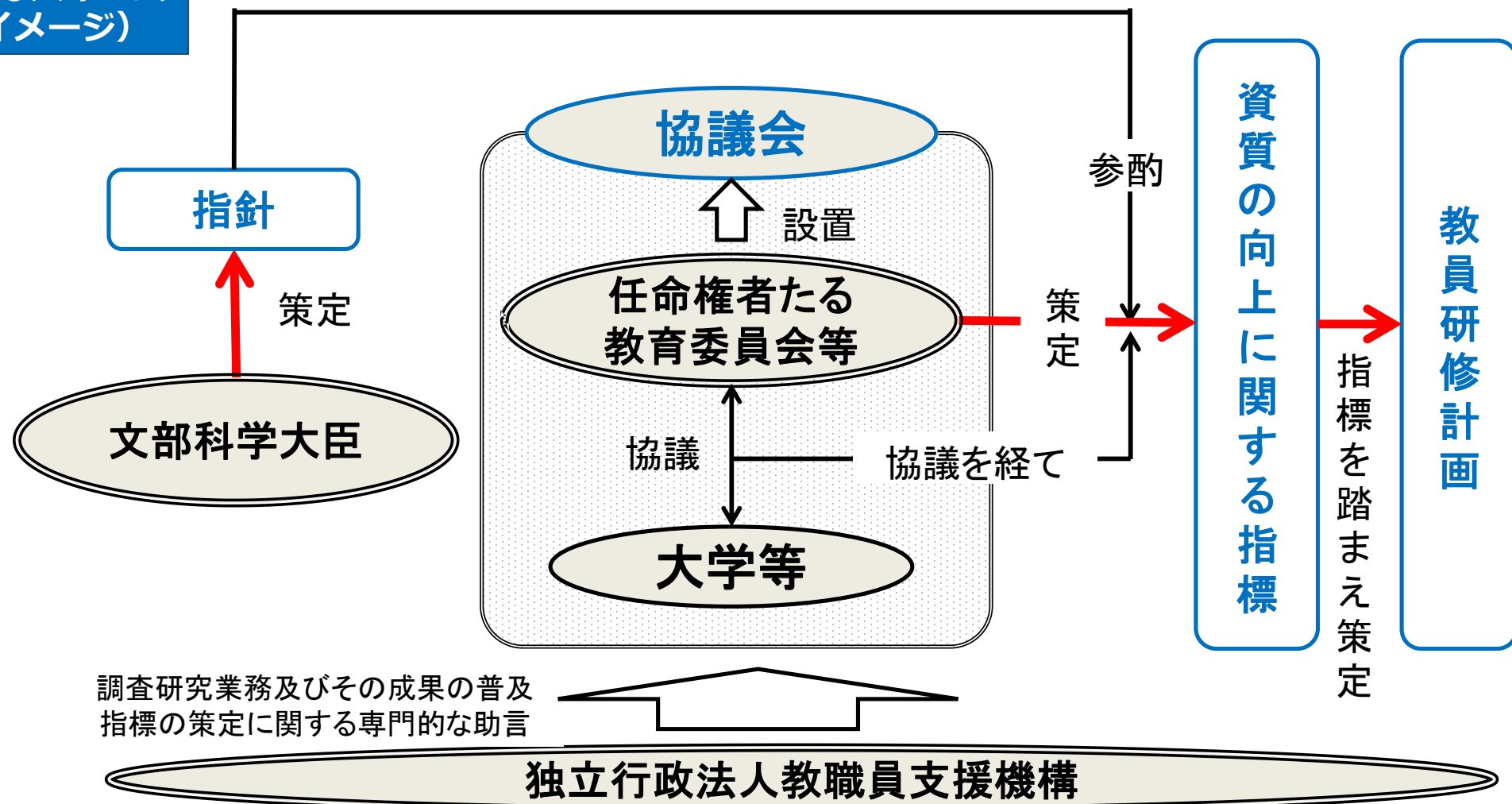
教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下「任命権者実施研修」という）に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関係する大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム (イメージ)



教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

（2）十年経験者研修の見直し

【第二十四条】

条	旧	新
第24条	（<u>十年経験者研修</u>） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、<u>その在職期間が十年に達した後相当の期間内に</u>、個々の能力、適性等に応じて、<u>教諭等としての資質</u>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<u>十年経験者研修</u>）を実施しなければならない。	（<u>中堅教諭等資質向上研修</u>） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、<u>公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質</u>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<u>中堅教諭等資質向上研修</u>）を実施しなければならない。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

2. 教育職員免許法の一部改正関係

【第四条、第九条の三、別表第一～別表第四】

条	旧	新								
第4条 （特別免許状の種類）	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭及び体育</u>	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u>								
〔別表第一〕 （免許状取得に必要な科目区分と単位数）	（中学校教諭一種免許状の場合） <table><tr><td>教科に関する科目</td><td>20</td></tr><tr><td>教職に関する科目</td><td>31</td></tr><tr><td>教科又は教職に関する科目</td><td>8</td></tr></table> 【参考】 教科に関する科目・・・大学レベルの学問的・専門的内容 教職に関する科目・・・児童生徒への指導法等	教科に関する科目	20	教職に関する科目	31	教科又は教職に関する科目	8	（中学校教諭一種免許状の場合） <table><tr><td>教科及び教職に関する科目</td><td>59</td></tr></table>	教科及び教職に関する科目	59
教科に関する科目	20									
教職に関する科目	31									
教科又は教職に関する科目	8									
教科及び教職に関する科目	59									
〔新設〕 （教員研修センターへの事務移管）	—	文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、 ①免許状更新講習の認定 ②教員資格認定試験の実施 ③免許法認定講習等の認定 に関する事務を行わせるものとする。								

教職課程に係る科目区分の大括り化(教育職員免許法関係)

教職課程において、より実践的指導力のある教員を養成するため以下の改正を行う

1. 科目区分の大括り化(法律事項)

現在、「**教科に関する科目(大学レベルの学問的・専門的内容)**」と「**教職に関する科目(児童生徒への指導法等)**」等に分かれている科目区分を、教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「**教科及び教職に関する科目**」に大括り化する。

教科及び教職に関する科目

教科に関する科目の内容例

- ・物理学 ・化学
- ・生物学 ・地学

教職に関する科目の内容例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成 ・模擬授業

※上記の他、「教科又は教職に関する科目」の区分もある

2. 履修内容の充実(省令事項※)

学習指導要領の改訂等を踏まえ、現在の学校現場で必要とされる知識や資質を養成課程において履修できるよう、教職課程に以下の項目を追加することとする。

※教職課程の大きくり化により、これまで以上に機動的かつ弾力的に、新たな教育課題に対応できる教職課程の改善を弾力的に図ることが可能となる。

教職課程に新たに加える内容の例

- ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善
- ・ICTを用いた指導法 ・道徳教育の充実 ・外国語教育の充実
- ・特別支援教育の充実 ・チーム学校への対応
- ・学校と地域との連携、学校安全への対応
- ・総合的な学習の時間の指導法 ・キャリア教育 等

教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係 【第二条、第三条、第十条】

条	旧	新
第2条	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教員研修センター とする。	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人教職員支援機構 とする。
第3条	(センターの目的) 独立行政法人教員研修センター は、校長、教員その他の学校教育関係職員に 対する研修等 を行うことにより、 その資質 の向上を図ることを目的とする。	(機構の目的) 独立行政法人教職員支援機構 は、校長、教員その他の学校教育関係職員に 対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援 を行うことにより、 これらの者の資質 の向上を図ることを目的とする。
第10条	(業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言 を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 四 学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。 五 教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務を行うこと。 六 教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る)の実施に関する事務を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)

指標の策定に際し留意すべき事項

- 指標は、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。
- 指標は教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意すること。

教員研修計画の策定に際し留意すべき事項

- 指標や教員研修計画の策定に際しては、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけるようなことにならぬよう、教員等の資質の向上に資する効果的・効率的な研修が体系的に整備されるよう配慮するとともに、研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項を教員研修計画に掲げること。
- 任命権者は、教員研修計画の策定に際し、各研修がどのような効果をもたらすのかということを常に意識しつつ、研修の効果に関する検証事例を蓄積していくことが期待されていること。

施行通知のポイント②

協議会の設置について留意すべき事項

- 任命権者の判断の下、教育委員会や国公立の教職課程を置く大学の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めること。
- 各地域の教職大学院については、大学と教育委員会・学校との連携・協働の中核的拠点となり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実を図ることが求められていることに鑑み、密接な連携が図られることが望ましいこと。

中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保について

- 現職研修と免許状更新講習の整合性の確保については、教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

教職課程コアカリキュラムについて

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成27年12月21日）
※関係部分抜粋

4. 改革の具体的方向性

(3) 教員養成に関する改革の具体的な方向性

① 教職課程における科目の大きくり化及び教科と教職の統合

大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教職課程において修得することが必要とされている科目の大きくり化を行う必要がある。

特に、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の中の「教科の指導法」については、学校種ごとの教職課程の特性を踏まえつつも、大学によっては、例えば、両者を統合する科目や教科の内容及び構成に関する科目を設定するなど意欲的な取組が実施可能となるようにしていくことが重要であり、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃するのが望ましい。

その上で、現下の教育課題に対応するため、(4)において挙げる事項について、教職課程において取り扱うことを明示すべきである。これらを踏まえた教職課程の見直しのイメージは別紙のとおりである。今後、本答申を踏まえ、関係法令及び後述の**教職課程の編成に当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)の整備のための検討を進める必要がある。**

(略)

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

・英語教育については、小学校における英語の教科化への対応や中学・高等学校の「話す」、「書く」についての指導力の向上を図るため、大学、教育委員会等が参画して**養成・研修に必要なコアカリキュラム開発を行い、課程認定の際の審査や大学による教職課程の改善・充実の取組に活用できるようにする。**また、小学校中学年の外国語活動導入と高学年の英語の教科化に向け、音声学を含む英語学等専門性を高める教科に関する科目とともに、英語等についての教職に関する科目を教職課程に位置付けるための検討を進めるべきである。



**本答申を踏まえ、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針※（教職課程コアカリキュラム）及び、英語教育に関する養成に必要なコアカリキュラムについて検討中。
（教職課程コアカリキュラムは平成29年6月頃までに策定予定。）**

※「教職課程コアカリキュラム」の策定範囲は、現行の「教職に関する科目」の各科目区分が中心となる見込みである。

教職課程コアカリキュラムの検討について

教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容（コア）について検討

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（方針検討全体調整）

委員

◎横須賀 薫（十文字学園女子大学長）

・牛渡 淳（仙台白百合女子大学長）

・高岡 信也（教員研修センター理事長）

・出口 利定（東京学芸大学長）

・渡邊 直美（川崎市教育長）

オブザーバー

・小原 芳明（玉川大学長）

○渋谷 治美（放送大学特任教授）

・坂越 正樹（広島大学大学院教育学研究科教授）

・杉野 剛（国立教育政策研究所所長）

・高野 敬三（明海大学副学長）

・見上 一幸（宮城教育大学長）

・無藤 隆（白梅学園大学子ども学研究科長）

<検討の経過>

第1回会議（平成28年8月19日）

1. 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
2. 先行事例のヒアリングについて
3. 教職課程で最低限修得すべき資質能力について

第2回会議（平成28年9月7日）

1. 先行事例のヒアリング
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について

第3回会議（平成28年12月12日）

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
2. 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
3. 教職課程コアカリキュラムの活用方策について

第4回会議（平成29年3月27日）

1. 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告
2. 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）について

平成29年6月頃とりまとめ予定

第一WG

<検討項目>

- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）
- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
- 各教科の指導法（学校種共通部分）

第二WG

<検討項目>

- 道徳の理論及び指導法
- 総合的な学習の時間の指導法
- 特別活動の指導法
- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
- 幼児理解・生徒指導の理論及び方法
- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
- 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法
- 教育実習（学校インターン）、教職実践演習

教職課程コアカリキュラム＜概要（案）＞

※平成29年3月27日開催の教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（第4回）までの検討状況を踏まえた案

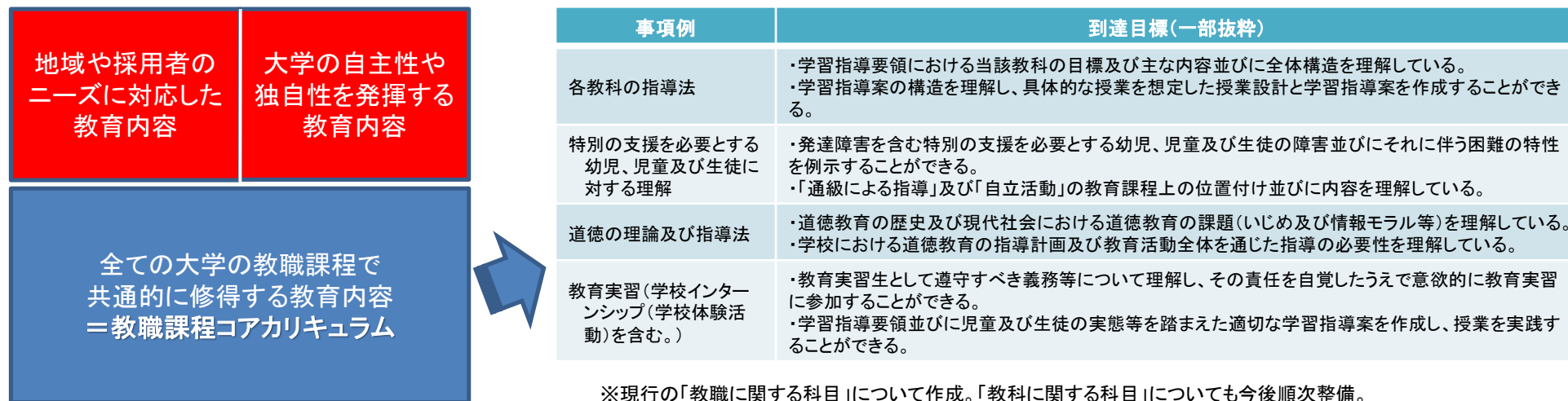
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、 学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）①

（１）作成の背景 ※平成29年3月27日開催の教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（第4回）までの検討状況を踏まえた案

- ・ 教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。
- ・ しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から批判を受けてきた。
- ・ こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、幾度となく提言や試案がなされており、平成27年の中央教育審議会答申を契機に「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催。

（２）教職課程コアカリキュラム作成の目的

- ・ 教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すもの。
- ・ 各大学においては、教職課程コアカリキュラムの内容を学生に修得させたうえで、地域や学校現場のニーズ、大学の自主性や独自性を踏まえた教育内容を修得させるもの。

（３）教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

- ・ 今回は、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、現行の「教科に関する科目」についても、今後順次コアカリキュラムを整備。
- ・ 教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表す。
- ・ 目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではないこと。

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点(つづき)

- ・ 今後も必要に応じて教職課程コアカリキュラムの改訂を行っていく。
- ・ 使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力について、大学や教育委員会や学校法人等の関係者は、養成・採用・研修の各段階を通じて常に向上を図ること。

(4) 教職課程コアカリキュラムの活用について

(大学関係者)

- ・ 教職課程を編成する際に、教職課程コアカリキュラムの内容等を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。
- ・ 教職課程の担当教員がシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が教職課程コアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

(採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者))

- ・ 教職課程コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国(文部科学省))

- ・ 教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法を広く周知すること。
- ・ 教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

現 行

			各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目				20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2	
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)				
		進路選択に資する各種の機会の提供等				
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	12	4	
		各教科の指導法				
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)				
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	4	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
		進路指導の理論及び方法				
	教育実習		5	5	5	
	教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目				32	8	4
				83	59	35



見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項 □ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 □ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) □ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) □ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	35

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

教育職員免許法改正に伴う再課程認定・指定について（概要）

- 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日)において、教員養成に関する改革の具体的な方向性についての提言がなされた。
- 本提言を踏まえ、昨年11月、教育職員免許法が改正され、今後、教育職員免許法施行規則の改正を予定しているところである。
- 免許法及び施行規則の改正に伴い、平成31年4月1日より新教職課程が開始することとなるため、平成30年4月1日までに認定・指定を受けた教職課程については、改めて平成30年度中に認定・指定を受ける必要がある。

(参考) 課程認定大学等数 (平成27年5月1日現在)

区分	大学等数	課程認定を受けている大学等数	認定課程数	全体に占める割合
大学	752校	606校	約12,500課程	80.6%
大学院	627校	434校	約10,000課程	69.2%
大学専攻科	73校	44校	約210課程	60.3%
短期大学	349校	241校	約440課程	69.1%
短期大学専攻科	118校	20校	約30課程	16.9%
指定教員養成機関	—	41校	約60課程	—

再課程認定審査の基本方針

<シラバス>

- ◆ 審査対象全ての科目について「各科目に含めることが必要な事項」の内容が含まれているかを中心に審査を行う。
- ◆ 現行の「教育課程及び指導法に関する科目」に区分される科目は改訂後の各学習指導要領等に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

<担当教員>

- ◆ 審査対象教員が講義内容及び担当区分の「各科目に含めることが必要な事項」に関する業績を有しているかを中心に審査を行う。
- ◆ 「総合的な学習の時間の指導法」の業績審査については、平成30年度審査（再課程認定及び通常の課程認定申請）において担当教員が当該科目に関する活字業績を有していない場合、
 - ①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績
 - ②「各教科の指導法」「道徳教育の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績のいずれかを有している者をもって充てることも可能とする。ただし、これらの者について認定された場合は速やかに当該業績を積むように努めること。（平成34年度末に事後調査を実施する予定。）
- ◆ 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の平成30年度審査（再課程認定及び通常の課程認定申請）における業績審査の方針については検討中。

<科目の開設>

- ◆ 科目の共通開設については、現行の教職課程認定基準4－8及び4－9の基準を引き続き適用する方向で検討中。
- ◆ 幼稚園の教職課程については、答申における教職課程の見直しイメージを踏まえ、「教科に関する科目」を「領域に関する専門的事項」へ変更する見込みであるが、当面、小学校の「教科に関する専門的事項」での開設も可能とする方向で検討中。
- ◆ 「教科及び教科の指導法に関する科目」区分の科目開設にあたっては、従来の「教科に関する科目」と「各教科の指導法」の内容を融合させた科目の開設が可能となるよう検討中。

再課程認定に係る申請書類について

- ◆ 既に認定を受けている課程であることを前提として審査を行うため、再課程認定に際しては申請書類の一部を省略するものとする。（ただし、通常の課程認定申請については、従前どおり全ての書類の提出が必要となる。）

<シラバス>

- ◆ 法令改正により追加（変更）となる項目※1のシラバスを提出すること。

※1「教科に関する科目」→「教科に関する専門的事項」、「教科又は教職に関する科目」→「大学が独自に設定する科目」など、単に名称変更を行う科目区分については、シラバス提出の対象外となる。（ただし、科目を新規開設する場合は提出対象外科目区分であってもシラバスの提出が必要となるので注意すること。）具体的にどの科目区分がシラバス提出対象外となるのかについては、施行規則の改正内容が確定次第周知する予定。
ただし、教職課程コアカリキュラム及び英語教育に関する養成に必要なコアカリキュラムの教職課程への活用にかかる検討の状況により、法令改正において変更のない項目についてもシラバスの提出対象となる可能性があるため、留意すること。

<教員業績書>

- ◆ 認定済みであり、新法下においても引き続き教職課程を設置する学科等について、法令改正の前後で位置付けに変更がない事項においては科目名称・科目内容が新旧で**同一※2である授業科目の教員の個人調書（履歴書・教育研究業績書・承諾書）の提出を省略する。**

※2科目を新規開設する場合は提出対象外の事項であっても個人調書の提出が必要となるので注意すること。具体的にどの事項が個人調書の提出対象外となるのかについては、施行規則の改正内容が確定次第周知する予定。

<教育実習関係>

- ◆ 教育実習区分に「**学校インターンシップ**」を新設（移設）する場合は、実習計画書及び実習校の受入承諾書を提出するものとする。
- ◆ 認定済みの「教育実習」については、実習校の受入承諾書の提出を省略する。

再課程認定スケジュール（平成29年5月現在）

28年度

- 教職課程コアカリキュラムの検討【8月中旬～】
- 再課程認定の方針及びスケジュールの検討
- 学習指導要領の改訂

29年度

- 教育職員免許法施行規則の改正【6月頃】
- 教職課程コアカリキュラムの策定【6月頃】
- 教職課程認定基準等の改正【7月頃】
- 再課程認定説明会（8回：北海道，東北，東京，関東，中部，近畿，中四国，九州）【7～8月頃】
- 事前相談【10月下旬～平成30年2月】→申請書提出【平成30年3月中下旬】

30年度

- 事務局による申請書の確認【4月～8月】→中教審への諮問【8月下旬】
- 課程認定委員会審査【9月～12月】→大臣への答申【平成31年1月】→認定通知【平成31年2月】

31年度～

- 新課程の開始【4月～】
- （平成34年度末に「総合的な学習の時間」の担当教員の教育研究業績の事後調査）

再課程認定説明会について

実施日	ブロック	会 場	収容定員
8月 4日(金)	北海道	北海道教育大学札幌校第一・第二会議室(北海道札幌市)	120
8月18日(金)	東北	宮城教育大学講堂 (宮城県仙台市)	600
7月10日(月)	東京	一橋大学一橋講堂(東京都千代田区)	494
7月24日(月)	関東	一橋大学一橋講堂 (東京都千代田区)	494
8月28日(月)	中部・北陸	名古屋大学豊田講堂 (愛知県名古屋市)	1,600
8月10日(木)	近畿	龍谷大学響都ホール(京都府京都市)	362
7月21日(金)	中国・四国	岡山大学創立五十周年記念館 金光ホール (岡山県岡山市)	406
8月22日(火)	九州	福岡教育大学 アカデミックホール(福岡県宗像市)	250

<説明会当日の日程>

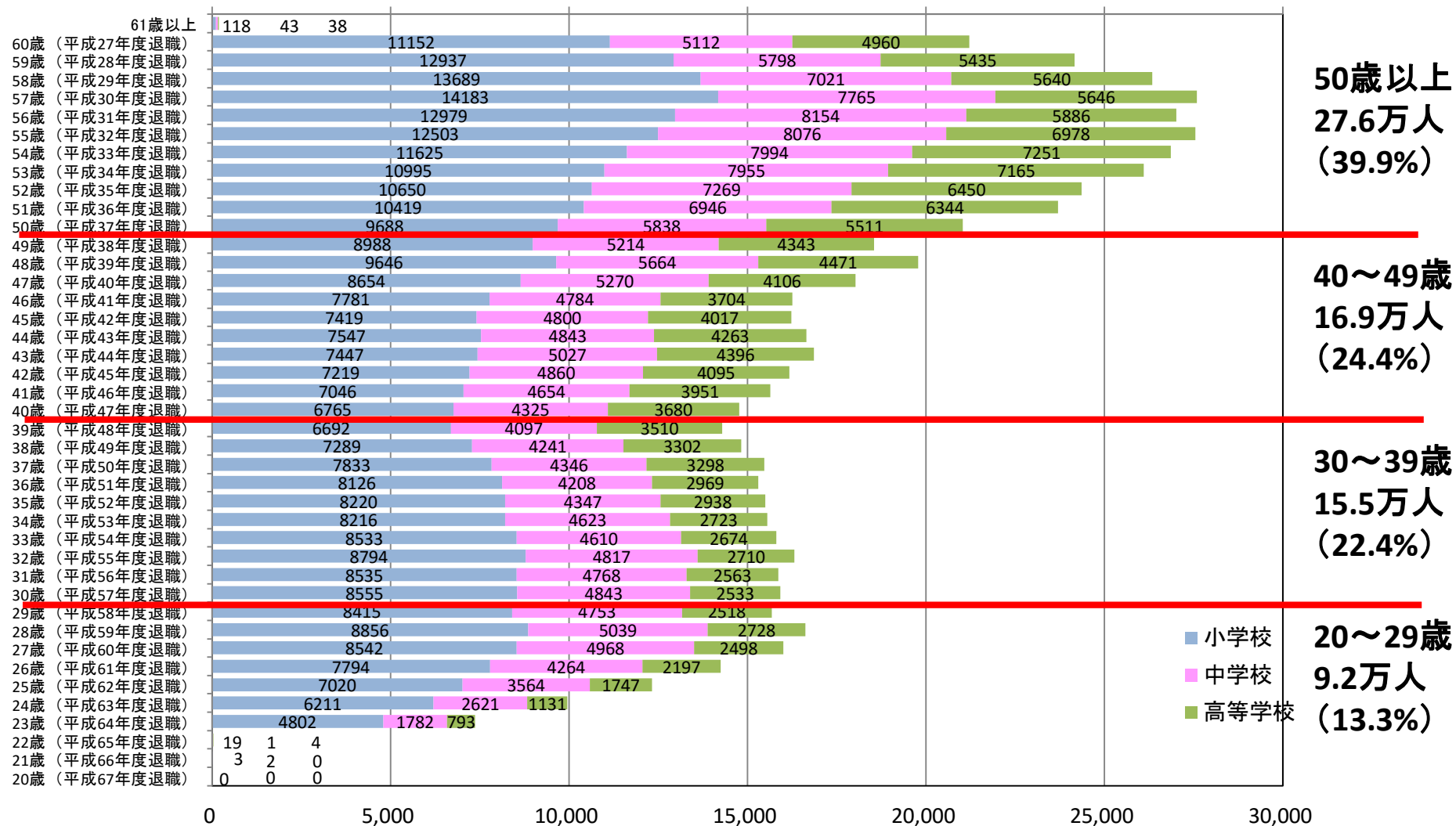
10:30 ~ 12:00 法令改正、基準改正等の説明

12:00 ~ 13:00 事前質問への回答、当日質疑応答

13:00 ~ 14:00 (昼休憩)

14:00 ~ 17:00 個別質問ブース対応(希望者のみ)

公立学校年齢別教員数(平成27年度)



【小学校】 341,905人 43.5歳 【高校】 151,166人 45.6歳
 【中学校】 199,306人 43.9歳 【合計】 692,377人 44.1歳

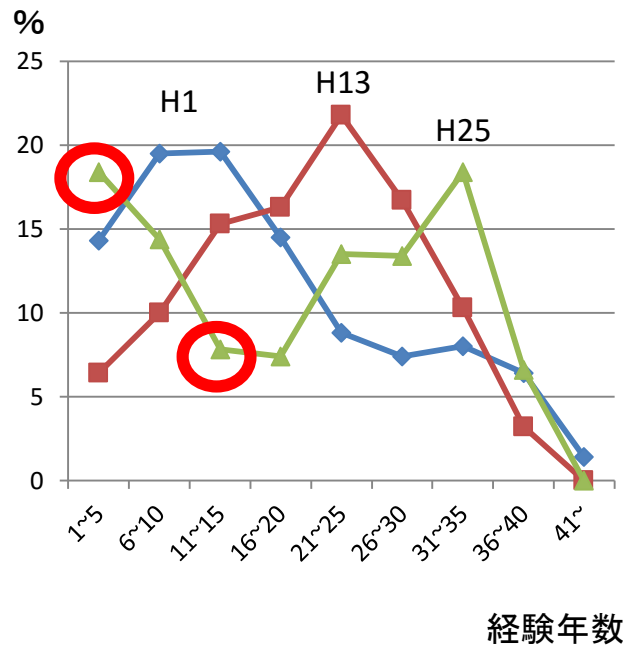
※平成27年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

※年齢は、平成27年度末時点

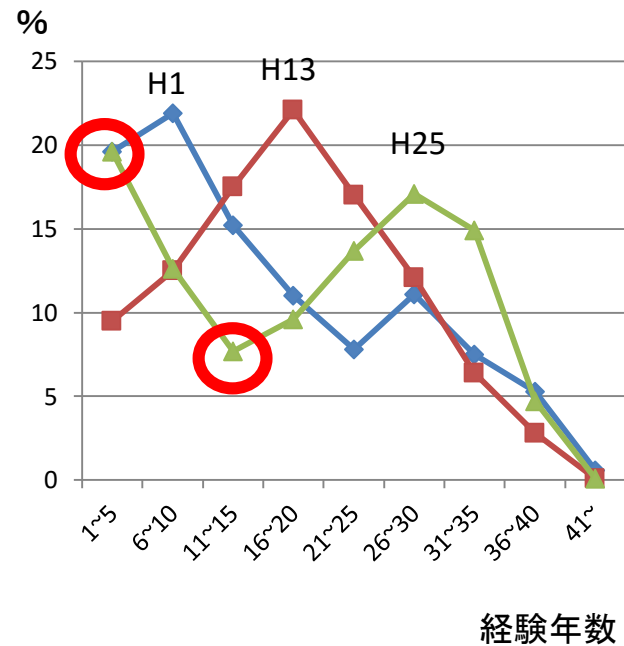
教員の経験年数の推移

教員の経験年数の不均衡化：初任者の割合が高く、ミドルリーダークラスの教員の割合が低い

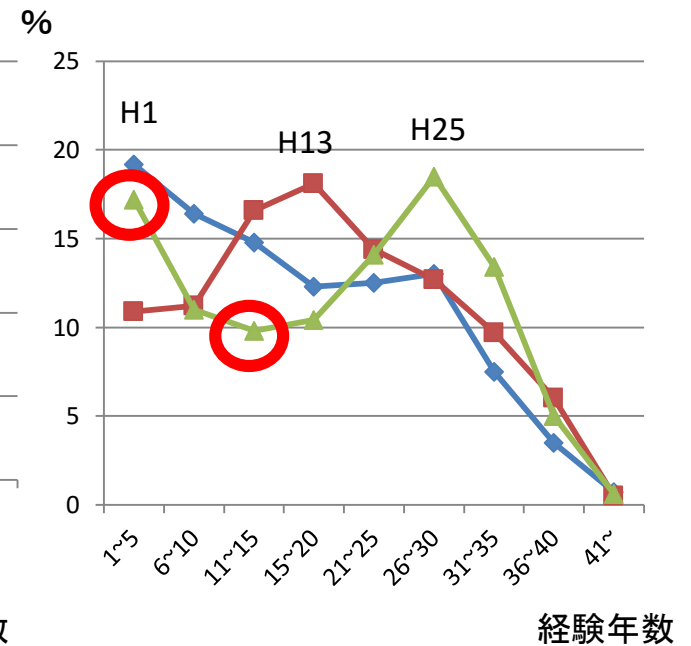
【小学校】



【中学校】



【高等学校】

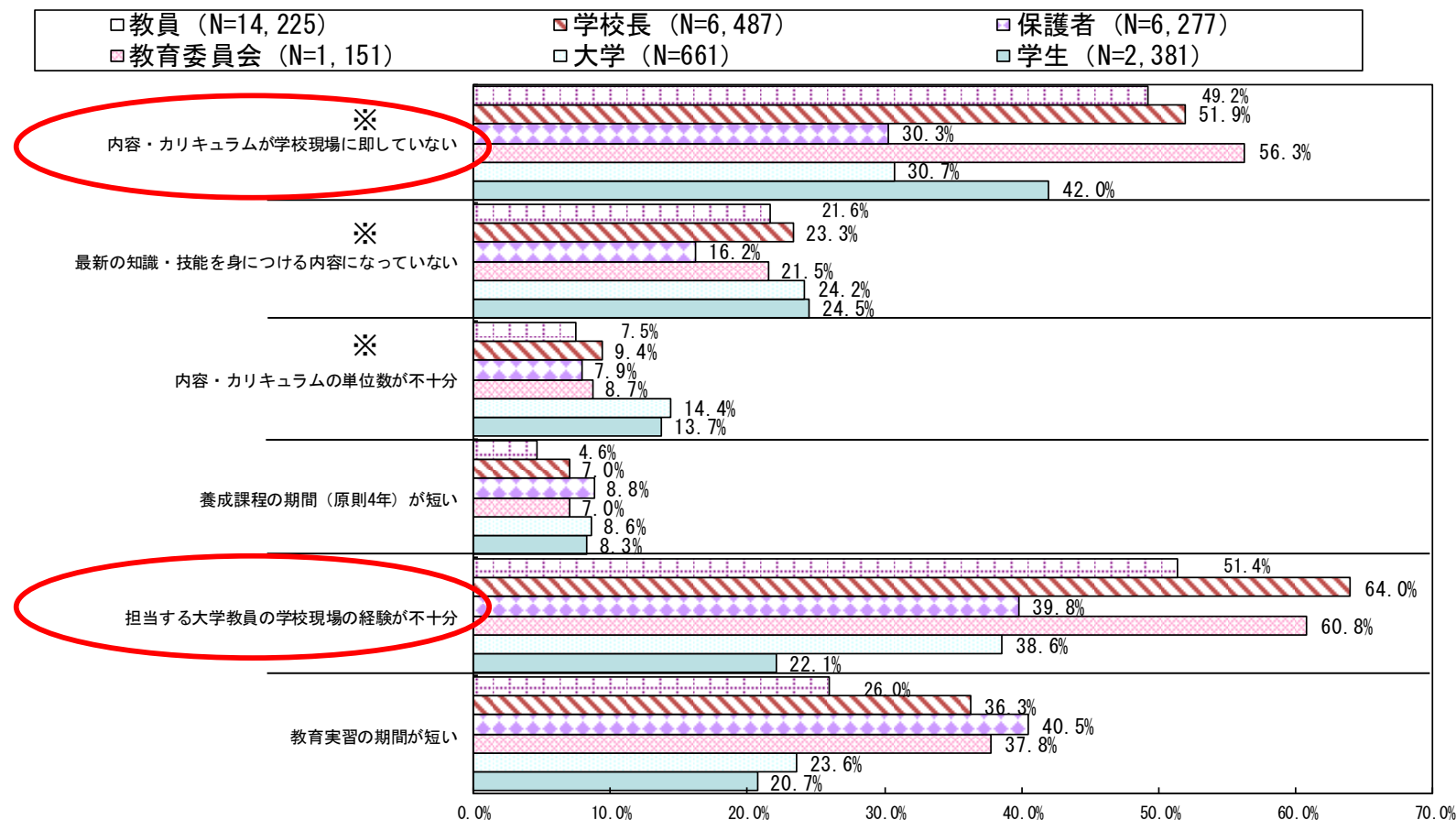


出典：文部科学省 学校基本調査（平成元年度／平成13年度／平成25年度）

教員養成の課題について

平成22年度 「教員の資質能力向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果」 より

〈現在の学部段階の教職課程の課題〉

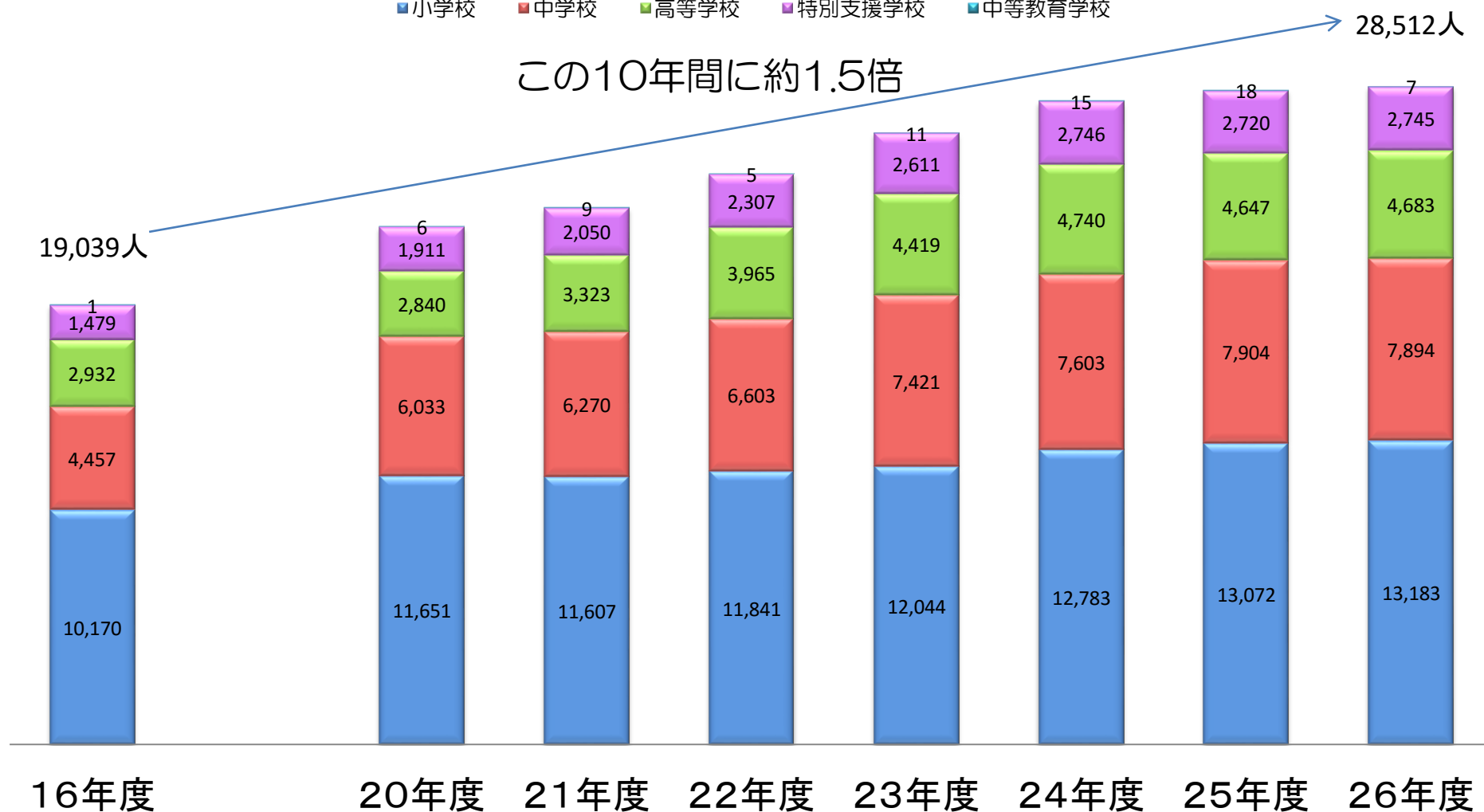


※ 大学には、法定されている教職課程の科目の内容・カリキュラムについて照会

初任者研修対象者の推移

■小学校 ■中学校 ■高等学校 ■特別支援学校 ■中等教育学校

この10年間に約1.5倍



初任者研修実施状況調査結果(教職員課調べ)

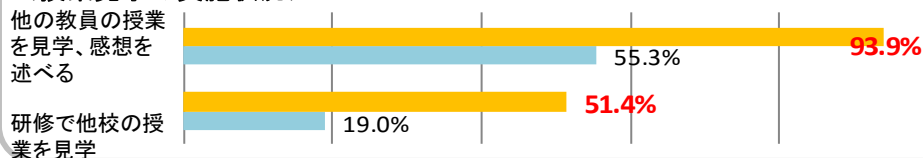
我が国の教員の現状と課題 – TALIS2013結果概要 –

日本
参加国平均

校内研修等で教員が日頃から共に学び合い、指導改善や意欲の向上につながっている

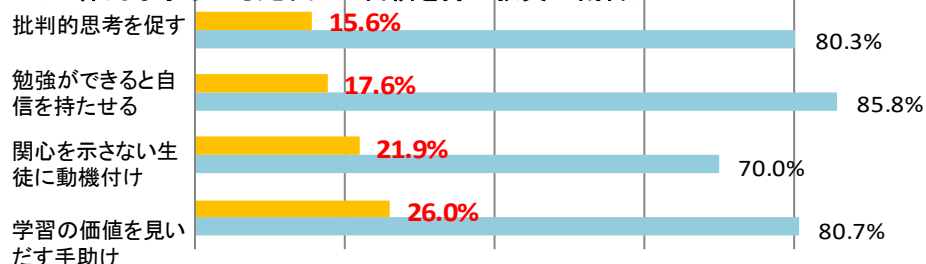
- 日本の学校には教員が学び合う校内研修、授業研究の伝統的な実践の背景があり、組織内指導者による支援を受けている割合、校長やその他の教員からフィードバックを受けている割合が高い。
- 教員間の授業見学や自己評価、生徒対象の授業アンケートなど多様な取組の実施割合が高い。
- これらの取組の効果として、指導実践の改善や仕事の満足度、意欲等の面で好影響があると回答している教員の割合が参加国平均よりも高い。

<授業見学の実施状況>

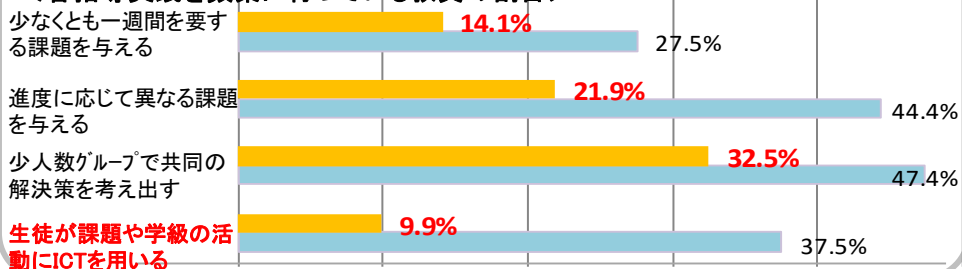


教員は、主体的な学びを引き出すことに対しての自信が低く、ICTの活用等の実施割合も低い

<主体的な学びの引き出しに自信を持つ教員の割合>



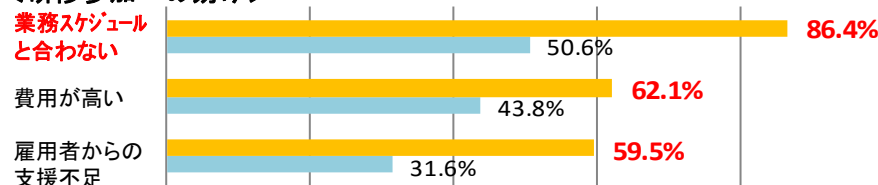
<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援不足が課題

- 日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

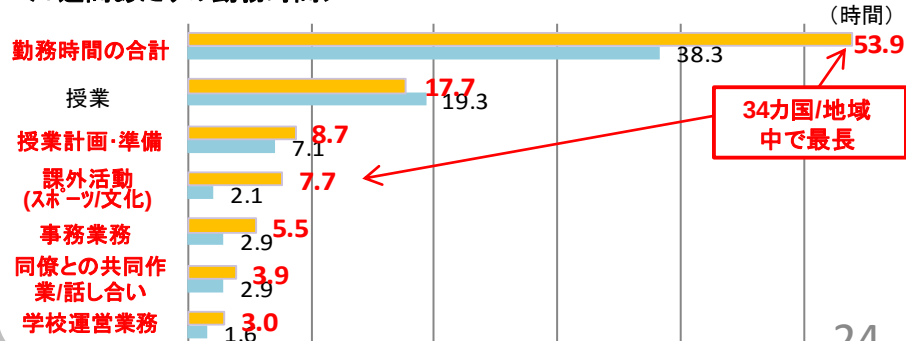
<研修参加への妨げ>



教員の勤務時間は参加国中で断トツに長い! 人員不足感も大きい

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は最長。
- 授業時間は参加国平均と同程度であるが、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。
- 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。

<1週間あたりの勤務時間>



OECD・TALIS2013より – 教員の仕事の時間配分について –

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長（日本53.9時間、平均38.3時間）。
- 教員が指導（授業）に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度（日本17.7時間、平均19.3時間）である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7.7時間、平均2.1時間）。
- また、一般的事務業務（日本5.5時間、平均2.9時間）や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間（日本8.7時間、平均7.1時間）等も長い。

（参考）平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査
30人以上の事業所規模の月間総実労働時間：146.7時間（所定外労働時間を含む）

（参考）教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導（授業）に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」（休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間）において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。